

## 議会活性化委員会（第2回）会議概要

平成23年9月1日（木）

午前10時23分から12時0分

### 末松裕人委員長

本日は、まず、議会の活性化について、前任期（17期）の4年間の取り組んできた経過を確認する。改選があったが議会の継続性の中で、その取り組みを共通認識しておく必要がある。同じ土俵の上で、今後どうあるべきかということ新しいメンバーで考えていきたい。4年間の取り組みをレビューした上で、この会議の後半で今後について意見交換できればと考える。なお、1期目の議員の方々も共通認識していただきたく傍聴をお願いした。

経過について、冒頭のみ説明する。

最初に、議会改革の発端について既にご案内のとおり、平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行以来、地方公共団体の自己決定権が拡大するとともに、自己責任の原則が徹底されることとなっている。

以降、地方分権が推進される中で、二元代表制の一翼を担う議会が、これまでの旧態依然の活動に終始しては、時代の変化に対して、完全な機能不全に陥る恐れがあり、執行機関の新たな施策展開、例えばパブリックコメント、協働のまちづくり条例等による行政への市民参加といったことに対応するためにも、議会本来の役割である監視・評価機能を充実させなければならないのではないか。平たく言えば「議会はこのままでいいのか」との思いから、平成18年12月に「議会を考える懇話会」が発足した。その取り組みの報告書を本日の資料として配付している。

ここでの検討の方法は、定例会の流れに沿って1. 議案の説明聴取方法、2. 一般質問、3. 請願・陳情の審査方法、4. 委員会活動のあり方、5. 議決対象案件の検討、6. 議会としての情報公開、7. 行政への市民参加と議会の役割、8. 議員研修の充実、9. 議会事務局のあり方について課題を抽出し、検討を重ねた。平成19年11月には、意見集約できたことをもって、「今後の松戸市議会のあり方検討報告書」をまとめ、議長に提出されている。

言うておくと、検討にあたってはテクニカルに新しい手法とか、こういう制度があるから改革を目指すというのではなく、まず、問題認識を共有して議員個人個人が議会とはどうあるべきかということを中心に、議会本来の機能の向上をどう果たしていったらいいのかということについて検討してきた。結果として条例制定に至っているが、条例を制定するために取り組んできたプロセスではないということについて理解しておいてほしい。

これを受けて平成19年12月に設置された「松戸市議会議会活性化委員会」へと改革は引き継がれるが、その間、実施できる環境にある改革案については順次着手していくとの意見集約がされたことから、試行からの取り組みを初めとして順次改革に着手され、今日に至っている。

これまでの成果としては、1. 会派単位での議案説明、2. 請願・陳情審査時におけるフリートーカー制による意見交換、3. 請願・陳情審査時における意見陳述、4.

閉会中の所管事務調査、5. 法律に基づく計画の報告、6. 議会（議員全員）研修、7. 正副議長選挙での所信表明、8. 予算・決算審査特別委員会での質疑事項の取り扱い、9. 議場コンサート、10. インターネットライブ中継の導入に取り組まれている。

個々の取り組みについては、事務局から説明するが、一つごとに意見交換していく。

## 事務局

まず、1の会派単位での議案説明については、平成19年3月より試行し、20年9月より実施し、それまで、担当の常任委員に対してだけ行われていた議案説明を、会派単位（控室単位…会派に属さない方）で行うこととしてはどうか。そうすることによって、他の常任委員会に所属する議員の意見も踏まえた上で、委員会審査に臨むことができ、なにより議員間の情報格差を無くすることができるのではないかと。さらには、執行部の説明の効率性にもつながってくるのではないかとのことからの提案であった。

併せて、会期直前での日程調整は難しいとのことから、議案説明日を会議予定表に、予め記載してはどうかとの提案がなされたことから、実施しているものである。

## 末松裕人委員長

今定例会も事前に日程を組んで、会派単位で議案説明を行っているが、このタイミングで始まった。それ以前は、各常任委員会の委員に対してのみ、執行部が各委員にアポイントを取り事前説明をしていた。本来の議会のあり方として、会派が形成されているので、会派内での意見の多様性を集約し、会派の代表として委員会に臨む。ということがあり、現在のやり方になっている。

何か意見はあるか。活性化は不断に見直しを図っていくということも位置づけられているので、我々はその役目を担っている。忌憚のない意見を。

## 宇津野史行委員

この件は、議会活性化に取り組んだ中で、有効に働いている。会派内の合意を始め会派間での合意形成の中でも効率的になった。事前説明に関しても以前に比べすっきりした。

## 山中啓之委員

いい点が多いと思っているが、発展の提案をしたい。現在、会派ごとに午前と午後に割り振られ、概ね2時間程度になっている。効率化も必要だが柔軟に対応できないか。場合によっては、全協と同じ形態がいいという気持ちもある。

## 杉山由祥委員

執行部にあまり負担をかけない意味でも、今の会派単位での説明になっていたと思うので、今までどおりでいいと思う。

## 末松裕人委員長

全協の形で、実施したことはあったか。

### 議事調査課長

改選後の12月定例会の議案については、日程的に難しかったので、全議員を対象にした説明会の形で行った。

### こひら由紀委員

市川市議会では、以前から会派ごとでの議案説明を行っていた。

### 宇津野史行委員

会派ごとの説明では、若干時間をかけながら行っている。何がいいかというと、全協の形で一斉に実施されると質疑の時間があまりない。

### 石川龍之副委員長

以前のやり方に比べ非常によくなったと思う。全体で同じ情報を共有できればいいが、全員で行うには時間が短いかと思う、意見を言いたいのが抑える形で、消化不良になるのではないか。ある程度理解を深めるには会派単位がいい。

### 山中啓之委員

今回の議案説明のときに、議案以外のパブリックコメント実施の件等の説明もあるので、質問が有り得るものは仕方ないが、ないものは一斉に集めて説明したほうが効率的である。

### 事務局長

委員の趣旨は理解するが、現実的には時間的に日程を設定しづらいことや大事な議案説明が報告会に陥る傾向が強くなるので、事務局として現在のやり方でと考える。

### 末松裕人委員長

次に、2の請願・陳情の審査時におけるフリートーキング制による意見交換について議題にする。

### 事務局

2の請願・陳情審査時におけるフリートーキング制による意見交換については、平成20年6月より実施している。そもそも請願や陳情は、議会に寄せられた市民等からの貴重な意見、要望であるから、執行部への質疑を中心に行っている審査を、執行部に対しては法的、制度的な確認にとどめ、委員間の意見交換を中心審査してはどうかという提案に基づいている。なお、その際、審査中に議員間で『フリートーキング』形式での意見交換をする時間を設けてはどうかとの提案があり、これに基づき実施することとなったものである。また、このことは、議案審査への導入も視野に入れての提案となっている。

### 末松裕人委員長

これも、説明のとおりである。議会によっては、陳情は陳情書を配付するだけで審議

しないなど、さまざまである。松戸市議会では、それを請願と同様に取り扱っている。委員会の審査では、どうしても執行部へ反射板ようにぶつけてしまうことから、委員間での意見交換を実施している。

関連で、3の請願・陳情の審査時における意見陳述について、事務局から説明願う。

#### **事務局**

3の請願陳情の審査時における意見陳述については、平成20年6月定例会より実施されている。請願・陳情が、議会に寄せられた市民等からの貴重な意見、要望であり、また、議会における市民参加という視点から、請願・陳情の提出者に、文面に表しきれなかった思いを補足してもらうため、趣旨説明の機会を設けてはどうかとの提案がなされたことに始まり実施されている。議会基本条例の第15条につながっている。

#### **杉山由祥委員**

今まで陳情された方の感想はどうだったか。

#### **事務局**

補足できて良かったとの意見を伺っている。

#### **杉山由祥委員**

当初、いつも同じ人が行うのではないかと心配していたが、そういうことはなかったのか。

#### **事務局**

特にそういうことなく、同じような形で提出されるのは、組合活動等の方で、各市へ陳情を提出されるので、意見陳述されないことは多くある。

#### **杉山由祥委員**

フリートーキング制については、陳情者や執行部を目の前にして、あまり機能していないと思う。

#### **宇津野史行委員**

フリートーキング制については、道半ばという感じである。当初、フリートーキングをやるのかどうかわからなかったことがあった。

#### **議事調査課長**

原則、フリートーキングをすることになっている。

#### **末松裕人委員長**

釈迦に説法だが、議案審査では、フリートーキング制は行っていない。陳情は議会に対して提出してきたものだから議会の中で何か工夫しようということで、今の話になっている。常任委員会での議案審査の心構えと陳情請願の審査の心構えは形式的に違うと

いうことである。

#### **石川龍之委員**

フリートーキングでなく、討論をしてしまう委員もいる。陳情者への質問したいときもある。もう少し考えないと活発な意見交換ができないと思う。

#### **宇津野史行委員**

所管事務調査での意見交換は活発に行われているように思う。今後、事前通告のような形で陳情者への質問もできればと思う。

#### **末松裕人委員長**

意見陳述について地方自治法では、公述人、参考人という制度があり、手続きを踏んで市民が発言できる仕組みがあるが、手続き的に大変なこともあり、便宜的なやり方で、休憩中に行っている。

#### **山中啓之委員**

新人議員が多く聞いているので、フリートーキングとは何か、説明したほうがよいのではないか。質疑と討論の境目がきちんと守られていないことがある。陳情者への質疑は事前通告制で行ったほうが良いと思う。

#### **末松裕人委員長**

フリートーキングとは何かは、山中委員に説明願う。

#### **山中啓之委員**

私も理解していない。質疑、聞くわけではない。討論なら最初に賛否を言い、自分に賛同してほしいと述べるわけで、それ以外である。例えば、「これ、どう思うか。」「こういう視点もあるのでは。」議員同士で議論を深める。そのように使っている。

#### **杉山由祥委員**

執行部へ質疑するときに賛否がある程度固まって、意見交換に討論が入り混じってしまうのではないか。フリーということを目標にするのであれば最初にやれば良いのではないか。

#### **宇津野史行委員**

フリートーキングをしているときに、執行部へ内容確認したくなることもある。

#### **末松裕人委員長**

気持ちはわかる。

#### **議事調査課長**

どうしてもという場合には、委員長に休憩してもらっておこなうしかない。

### 山中啓之委員

執行部への質疑の前にフリートーキングをしたほうがいいのではないか。

### 宇津野史行委員

思い出したが、意見交換はフリートーキングでなくてもできるが、フリートーキングのほうが思いついたときに発言しやすい等の議論をした覚えがある。

### 杉山由祥委員

各委員長が制度を理解した上での議事整理の問題だと思う。

### 山中啓之委員

フリートーキングをおこなう位置はどうして決まったのか。

### 石川龍之委員

陳情・請願の内容を理解し議論を深めるためには、事前通告での質疑が必要だと思う。

### 末松裕人委員長

これについては、運用等の見直しの余地があるようである。

### 宇津野史行委員

フリートーキングを実施しない場合は、事前に知らせてほしい。

### 事務局長

フリートーキングを実施しないのが、イレギュラーで今までに一度だけである。

### 議事調査課長

基本は実施である。

### 山中啓之委員

委員長の権限でフリートーキングの順番を早めることはできるという認識でいいか。

### 事務局長

そのとおりである。

(傍聴 中田議員発言)

### 末松裕人委員長

次に、4の閉会中の所管事務調査について議題にする。

### 事務局

4の閉会中の所管事務調査については、平成20年12月に調査テーマを議決して開

始している。本議会の改革に対する方向性は、委員会活動を活性化させることによって、議会の活性化を図ろうとするところに置かれていた。

これまでの委員会は、付託された議案や陳情等を審査するといった受動的な活動をしていたので、これからは、市政の課題を所管事務調査事項として能動的に捉え、積極的に検討していつてはどうかとの提案を発端として実施するに至ったものである。

これは所管事務調査を活用し、継続調査事件として閉会中も活動することで、参考人や専門的知見といった制度を積極的に活用してみてもどうかというものでした。これまで、制度として設けられていても、一定例会中に活用することが、時間的に難しかったという背景からの意見である。

さらに、調査事件の中で意見集約された案件は、政策提言として市民、行政に発信してはどうかとの提案がなされ、現在実施されている。

また、一般質問について検討がされた際、それまでの一般質問が「言い放し、聞き放し」になっていないか、議員全体で議論されることなく完結してしまっていないかとの意見が出されており、そうした質問のうち議会が重要と認めた事案については、閉会中も含め所管事務調査として、常任委員会で検討していつてはどうかとの提案がありました。このことから、第17期議員の皆さんの調査研究テーマを一般質問の中から抽出した経過がある。

参考に、第17期議員の皆さんの実績を申し上げますと、委員会毎にテーマを決定した後、本会議にて議決していただき、また、テーマ決めの材料は、先に申し上げたが、第17期の任期中の平成18年から20年の一般質問の中から抽出している。

具体的には、総務財務常任委員会では、「市民の安全対策について」とし、自主防災組織についてを、健康福祉常任委員会では、「子育て支援策について」とし、子どもの居場所づくりについてを、教育経済常任委員会では、「松戸市の産業の活性化について」とし、農業、教育等について調査研究を、都市整備常任委員会では、「道路・公共交通機関・駅のあるべき姿について」とし、バリアフリー・コミュニティバス等について調査研究を行っている。

その後は、委員間の意見交換を基本とし、現地調査や執行部への資料請求、また、専門的知見を活用する中で意見集約に務め、提案事項の実効性の確認をする段に至って、初めて執行部との意見交換を実施している。調査開始1年後には、本会議において各常任委員長から中間報告をし、また、任期中最後の定例会では、執行部への提言を行った経過である。

## 末松裕人委員長

9月議会からこの取り組みがスタートする。

## 宇津野史行委員

政策提言のかたちで一つ花開いたのが、子育てみらいカードである。私が所属した総務財務常任委員会では自主防災をテーマにし、家具転倒防止金具なども執行部で真剣に議論していただき、議会で検討したことが実際の施策に結びつく、目に見えてきているという点、視察については所管事務調査のテーマに沿った形でおこなわれるようになり、非常に目的意識や調査意識が明確化し整理が図られているので、取り組む姿勢の点で取

り組みやすいイメージがある。難点としては調査事項の絞込みだと思う。いずれにしても、事務局のコーディネートがないとなかなか進まないイメージがある。

### こひら由紀委員

調査項目は、どのように絞り込まれたのか。

### 事務局

第17期の任期中の平成18年から20年の一般質問の中から抽出し、委員間で協議して合意を得たものである。

### 末松裕人委員長

一般質問が、言い放し、聞き放しで実を結ばないという問題意識あった。その一般質問の中から誰もが取り上げるもの選んだ。

### 山中啓之委員

アイディアの提案である。無理におこなう必要はなく、健康福祉常任委員会の例は所管を飛び越えてまでおこなった良い例と思う。これが本来のやり方。松戸市に問題があれば随時でてくる。委員会によっては、二つ三つも。無ければ無いで無理に決めても議論が深まらなかったり、成果が出なかったりする。

### 石川龍之委員

健康福祉常任委員会のときの話をすると子育てというおおきなテーマであったので、どう絞り込むか大変なやんだ。事務局との視察先の検討でいい所を選ぶことができ、そこで子育ての支援カードについて視察し、視察後に委員会で松戸市ではどうか検討したときに教育委員会に跨る部分があったので、意見を聞く機会を設けることになった。

### 杉山由祥委員

健康福祉常任委員会で、所管事務調査の検討を始めたときにすごく苦勞した覚えがある。放課後児童クラブどうする。保育所どうする。民間の子育てサークルどうする。そういう議論を2週間1度のペースでしたこともあった。その意味から前期の議論の中から選んでもいいと思う。あらためて一般質問から抽出するのは違うと思う。

### 宇津野史行委員

償還事務調査を始める前はどうなるのだろうと思ったが、でも実際、政策提言することができ、それが反映されているわけだから、最初にしてはよかったと思っている。各常任委員会で差があってもいいと思うので、容認しつつ前に進めばいいのではないかな。

### 末松裕人委員長

9月議会から具体的な取り組みに入るので、委員の皆さんは会派の方々にこの仕組み、趣旨を十分伝えていただきたい。

次に、5の法律に基づく計画の報告について議題にする。



## 事務局

5の法律に基づく計画の報告については、議会基本条例が施行された平成21年4月より実施されている。具体的には後期基本計画がある。議会基本条例逐条解説にあるとおり、議会の議決事件としては、地方自治法第2条第4項の基本構想、第96条第1項に列挙されている事件、同条第2項の規定により条例で議決事件とされたもの等に限られるのに対して、市長は同法第149条に例示列挙された事件を始め、他の一切の団体意思の包括的な決定権をもっているおり、地方分権のなか、市長と議会が相互にけん制、抑制し、均衡を保つことによって、合理的、能率的な行政運営を行うことが求められていることから、必ずしもこれを否定するものではないが、団体意思の決定にあたっては、多数の議員で構成され、多様な価値観、意見をもつ議会の判断によることを基本とするのも一つの考え方である。こうしたことから、議会基本条例が条文化されるに至った発端でもある。

## 末松裕人委員長

議会の権能は、地方自治法第96条の第1項に15項目列記され、限定されている。また、第96条の第2項の規定を使って、基本構想だけでなく、基本計画ぐらひは議会の議決をして責任を共有していこうという問題意識があり、議会基本条例を制定して基本計画を議決事項にした。

## 宇津野史行委員

私の頭の中では、後期基本計画の部分にかなり集約されてきている。活性化委員会で議決対象にすることを決めておきながら、進めている段階で大変だと思った。

## 杉山由祥委員

後期基本計画は終わったので、当分の間、これに該当するものはない。見直しをするときがあれば、そのときのかかわり方をどうするか、今後議論する必要があると思う。

## 山中啓之委員

議会基本条例を制定したときに、研修会での講師の方の意見は、批判的だったように記憶している。

## 末松裕人委員長

5番についても、まだ意見があるかも知れないが、本日は終了して、次回におこないたいと思う。次回には検証、改善点を出してほしい。1から9以外の新たな提案があればそれも出してほしい。反問権や一問一答、議会と市民のつながりをどう模索していくかということも、まだ工夫が必要ではないか。報告会等もイメージしていただき、新たな課題についても検討し、実行できるものは実施していくということもあると思うので、その辺についても委員会で協議していきたい。

6から9番については、次回の冒頭でおこなってから、次の段階に入っていきたい。次回については、10月中に開催したいと思う。

委員長散会宣言